

# 第6次羽生市行政改革大綱

取組期間：平成30(2018)年度 ▶ 平成39(2027)年度

平成30年3月

羽 生 市

## 第6次羽生市行政改革大綱 目次

<b>I 更なる行政改革の必要性</b>	.....	1
<b>1 行政改革等に関する本市の取組</b>	.....	1
(1) これまでの取組	.....	1
(2) 今後の行政改革における課題の整理	.....	2
<b>2 本市の財政状況</b>	.....	2
<b>3 本市を取り巻く社会状況</b>	.....	5
<b>4 更なる改革の必要性</b>	.....	6
(1) 社会環境の変化への対応	.....	6
(2) 変化する市民ニーズへの対応	.....	6
(3) 厳しくなる財政状況への対応	.....	6
<b>II 行政改革の基本方針</b>	.....	7
<b>1 地方自治体としての使命</b>	.....	7
(1) 市民の福祉の増進	.....	7
(2) 持続可能な行政システムの確立	.....	7
(3) 効果的な資源の配分	.....	7
<b>2 改革の基本方針</b>	.....	7
<b>3 行政改革に向けた視点</b>	.....	8
<b>III 取組期間</b>	.....	10
<b>IV 行政改革における大分野・中分野</b>	.....	10
<b>1 市民協働・参画の推進とコミュニティ支援</b>	.....	10
(1) 市民活動の活性化	.....	10
(2) 市民参画システムの確立と運用	.....	10
(3) 自治会等支援	.....	10
<b>2 開かれた市政の推進</b>	.....	10
(1) ICTの活用による情報共有	.....	10
(2) 広報の充実	.....	10
(3) 情報の公開と適正な運用	.....	10
(4) 情報セキュリティの徹底	.....	10
<b>3 持続可能な財政運営</b>	.....	10
(1) 効率的な財政運営	.....	10
(2) 安定した財源の確保	.....	10
(3) 公共施設等総合管理計画による施設の最適化	.....	10

<b>4 行政経営の効率化</b>	.....	<b>11</b>
(1) 効率的・効果的な行政経営	.....	11
(2) 人員の育成と活用	.....	11
(3) ICTによる行政経営の効率化	.....	11
(4) 広域行政の推進	.....	11
<b>5 地方公営企業等の経営健全化</b>	.....	<b>11</b>
(1) 上水道事業の健全化	.....	11
(2) 下水道事業の健全化	.....	11
<b>V 推進体制</b>	.....	<b>11</b>

## **I 更なる行政改革の必要性**

### **1 行政改革等に関する本市の取組**

#### (1) これまでの取組

本市は、昭和60年度に第1次行財政改革大綱を策定して以来、5次にわたり行政改革大綱を策定し、行政改革を計画的に実施してきました。

第4次行政改革大綱（平成18年8月策定）は、国から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（いわゆる「集中改革プラン」）に基づくものでした。

次いで、市独自の取組として、第5次羽生市行政改革大綱（平成22年3月策定）行政改革プログラム（前期：平成22～25年度、後期：平成26～29年度）を策定し、着実に実施してきました。

その主な取組としては、以下の5点が挙げられます。

#### **（事務事業等の見直し）**

指定管理者制度を、平成22年3月現在の4施設に加え、2施設（羽生市産業文化ホール、羽生市清和園）に導入し、約2,200万円の効果を得ることができました。

#### **（自主性・自律性の高い財政運営の確立）**

市税収納率は97.2%（平成21年度 93.1%）、国保税収納率は77.9%（平成21年度 64.4%）へと向上しました。

また、市有財産の有効活用や未利用地の売却・貸付により約2億6千万円の効果を得ることができました。

更に、平成28年度からは、職員の時間外勤務縮小に集中して取り組み、平成27年度比で約1,200万円の削減を達成しました。

#### **（外郭団体等の経営改革）**

第三セクターの存続や市の関与について抜本的に見直しを図り、平成25年度に土地先行取得の役割を終えた土地開発公社を解散しました。

また、解散のため、第三セクター等改革推進債25億円を発行しましたが、平成26年度には全額返済しました。これによる利子の軽減及び特別交付税の交付により、約2億円の財政健全化効果をあげることができました。

#### **（公共施設の運営適正化）**

平成28年3月に「羽生市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に整理し、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進しています。

#### **（地方公営企業の経営健全化）**

上水道については、羽生市水道ビジョン（平成24～33年度）、下水道については、羽生市公共下水道全体計画（平成29年度見直し）、羽生市公共下水道事業計画（平成29年度見直し）に基づき、経営の合理化を図っています。

## (2) 今後の行政改革における課題の整理

財政面では、高齢者人口の増加への対応、少子化対策の必要性から、扶助費だけでなく、公債費や繰出金の増額が見込まれます。また、公共施設等の老朽化に伴い、維持修繕に多額の財源が必要となることも予想されます。

このような厳しい財政状況の下で、市民との協働によるまちづくり、市民参画を進める行政経営がこれまで以上に必要とされています。

今後は、市民サービスの維持・向上を図りつつ、収入の増加と支出の削減をするため、税収の増加が期待できる企業誘致の推進、ICT（注1）の活用、事務事業の見直しや、より多くの施設への指定管理者制度の導入をはじめとする民間活力の更なる利活用が望まれます。

また、第5次行政改革大綱の期間中、景気回復の優先や消費税増税の予想から実施を見送っていた補助金等の整理合理化や、使用料・手数料等の受益者負担の適正化について、再度検討する必要があります。

更に、公共施設等総合管理計画を踏まえた公共施設等の最適な配置等への取組や、個別施設の維持管理計画の策定が予定され、その着実な実施が求められます。

加えて、地方自治体は住民や議会等に対し説明責任を適切に果たさなければなりません。そのために、決算情報等の全面的な「見える化」とICTを活用した迅速でわかりやすい情報提供を行うことが重要と考えられます。

(注1) ICT

Information and communication technology の略。情報通信技術。情報処理・情報通信分野の関連技術の総称

## 2 本市の財政状況

平成25年度に土地開発公社を解散しましたが、国からの支援もあり影響は最小限に抑えることができました。

歳入面では、地方税、地方交付税は減少傾向であり、生産年齢人口の減少が予想されることから、個人市民税の増加は難しい状況にあります。

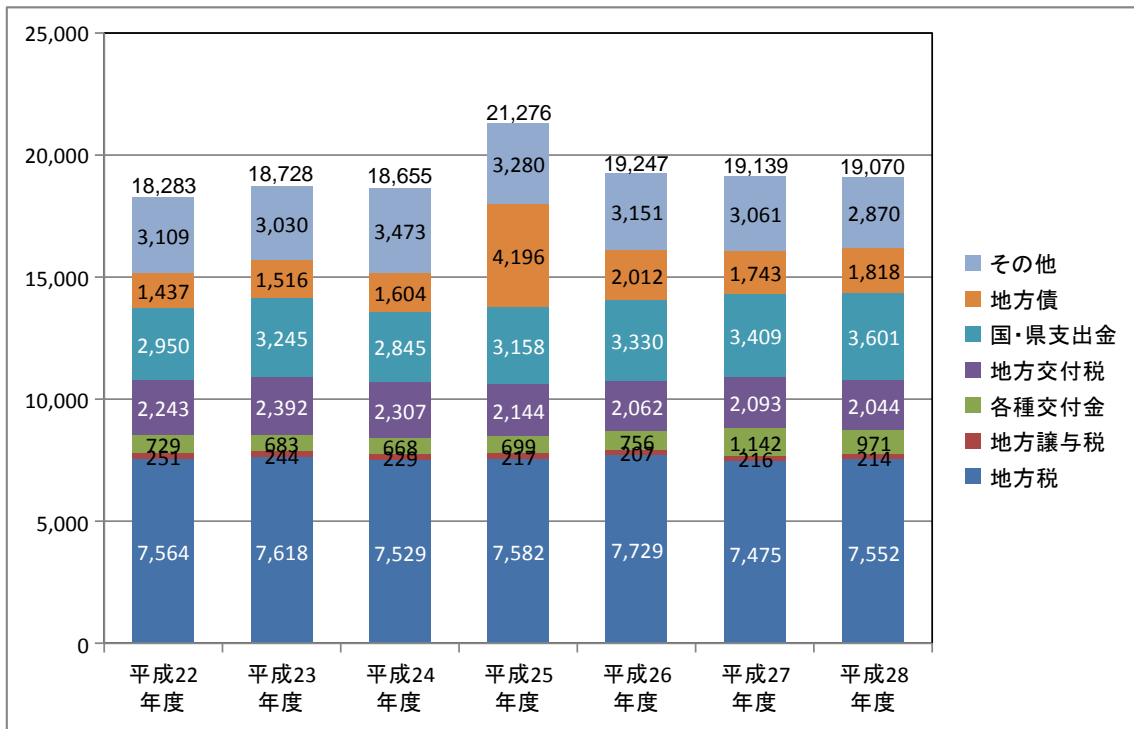
更に、企業の立地・活動による法人市民税の増加は期待されますが、消費税の増税や東京オリンピック・パラリンピック開催の反動など、景気動向は予断を許さない状況にあります。

歳出面では、人件費は横ばいであるものの、高齢者人口の増加と少子化対策の強化による福祉関係経費などの扶助費の増加と、公共施設の老朽化による維持管理のための経費の増加が予測されます。

こうしたことから、今後の財政状況は、これまで以上に厳しくなることが懸念されています。

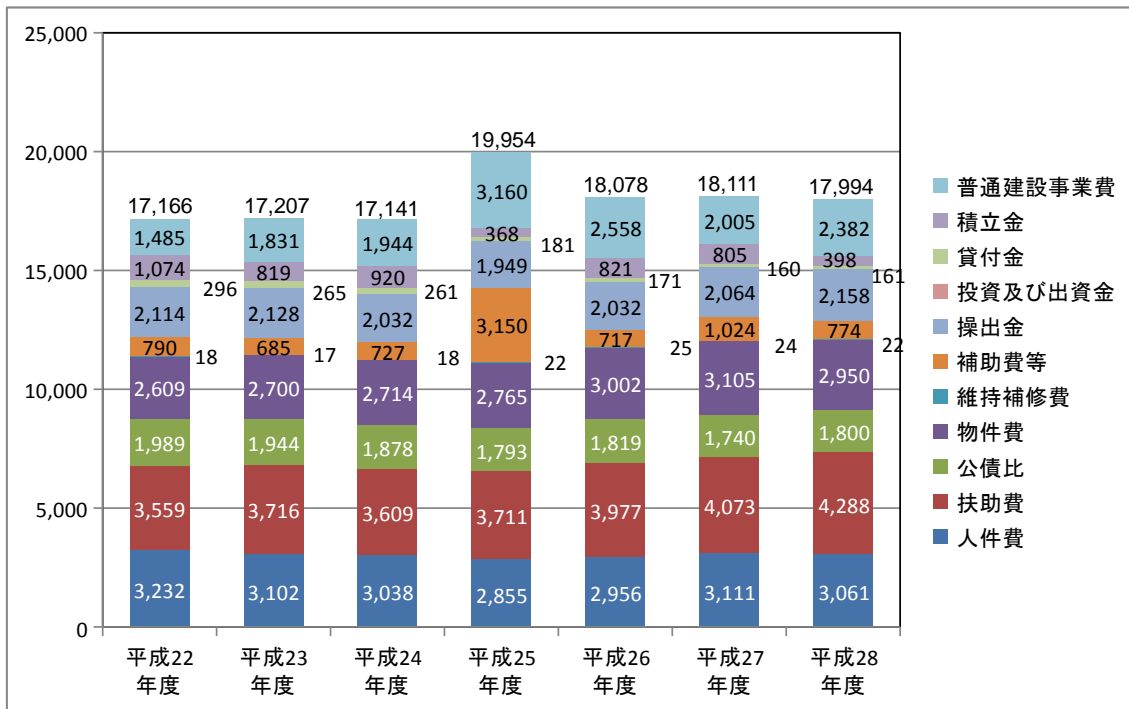
百万円

### 歳入状況（普通会計決算）

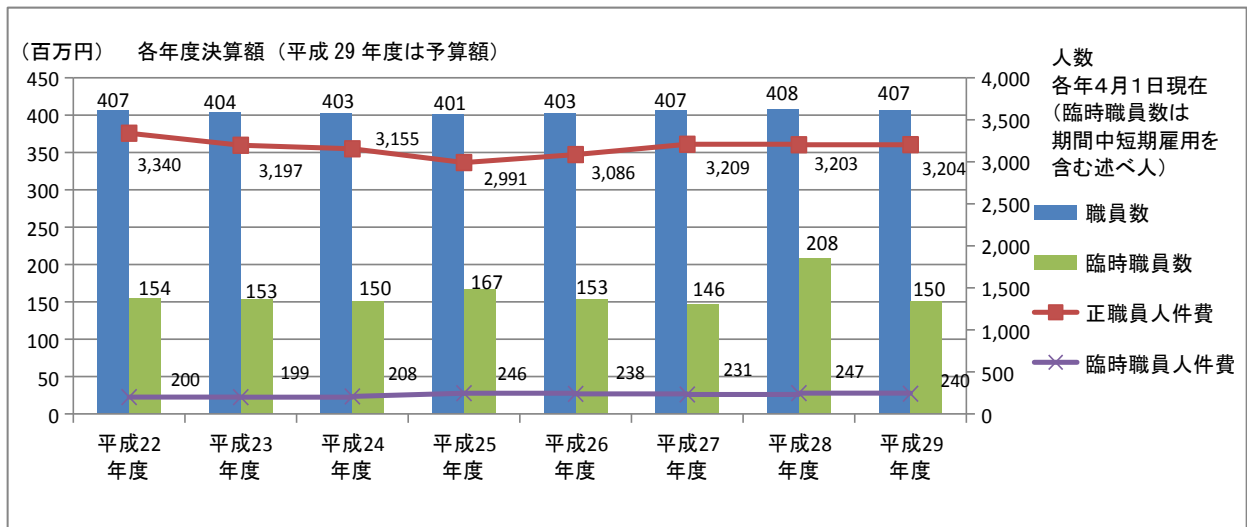


百万円

### 歳出状況（普通会計決算）



## 職員数と人件費の推移



## 財政指標

単位：％・割合

	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
経常収支比率(注 1)	86.6	87.6	86.7	86.1	84.5	89.4	90.4	94.0
財政力指数(注 2)	0.72	0.79	0.76	0.76	0.76	0.77	0.78	0.79
公債費負担比率(注 3)	17.9	14.2	13.8	13.3	13.1	13.2	12.5	13.4
実質公債費比率(注 4)	17.7	11.7	10.8	10.1	11.8	11.0	10.6	8.5
将来負担比率(注 5)	-	123.5	116.0	106.3	102.8	103.4	95.9	102.2

(注 1) 経常収支比率

地方税や地方交付税などの経常的に確保できる収入に対して、人件費や公債費などの経常的な経費の割合を示す値 (数値が小さいほど財政的に弾力性がある)

(注 2) 財政力指数

地方公共団体の財政力を示すもの (数字が大きいほど財政的に豊かであるといえる)

(注 3) 公債費負担比率

公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合 (比率が高いほど財政が硬直化しているといえる)

(注 4) 実質公債費比率

一般会計等が負担する公債費 (借入金の返済額) などの大きさを指標化したもので、標準的な状態で収入となる一般財源の規模に占める年間の公債費の割合を示したもの

(注 5) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債がどの程度あるのかを指標化したもの

### 3 本市を取り巻く社会状況

本市の人口は、平成12年をピークに減少に転じています。65歳以上の人口比率（高齢化率）は上昇を続け、平成27年には27.2%となりました。世帯数は増え続けており、1世帯あたりの人数は減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（平成25年3月）によれば、本市の人口は、平成52（2040）年に約44,000人まで減少すると推計されています。年齢3区分をみると、0～14歳、15～64歳が減少し続けます。65歳以上の人口数は平成37（2025）年をピークに減少に転じますが、65歳以上の人口比率は平成52（2040）年まで増加し、36.0%となります。

また、平成26年の第186回通常国会で成立した第4次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）により、地方分権改革推進委員会の勧告事項については一様の検討・対処を行ったこととされ、地方自治体には、これまで委譲されてきた権限を積極的に活用し、特色ある地域づくりに役立てることが求められます。

また、全自治体において平成29年度に統一的な基準による財務書類等が整備され、次の段階として、予算編成等への活用が望まれます。

一方、ICTの発達や、インターネットやスマートフォンの普及、IoT（注1）、ビッグデータ（注2）やオープンデータ（注3）活用などの新技術の発展により、行政分野での更なる利用も期待されています。

中でも、AI（注4）の技術は、その急速な進歩が注目されています。

行政分野においてこれらを活用することは、事務の効率化と生産性の向上につながると考えられます。

これらをいかに導入し、活用するかが、今後の行政経営の鍵となります。

#### （注1）IoT

Internet of Things の略。モノに対し各種センサーを付けて、その状態をインターネットを通してモニターしたり、インターネットを介しモノをコントロールしたりする技術

#### （注2）ビッグデータ

スマートフォンやインターネットを通じた位置情報・行動履歴や、ホームページやテレビの閲覧・視聴に関する情報などから得られる膨大なデータ

#### （注3）オープンデータ

政府や公共団体が保有している公共情報、「官民データ」とも呼ばれる。2016年12月に施行された「官民データ活用推進基本法」により、データを活用した新ビジネスの創出や、既存事業の効率化などを目的に開示を推進している。

#### （注4）AI

Artificial Intelligence の略。人工知能。人工的にコンピュータ上などで人間と同様の知能を実現させようという試み、あるいはそのための一連の基礎技術



## 4 更なる改革の必要性

### (1) 社会環境の変化への対応

全国的な少子高齢化や世帯人員の縮小、インターネットやスマートフォンの普及をはじめとする技術進歩、モノと情報がかつてない早さと規模で行き交うグローバル化、大量生産・大量消費のフロー型社会から、あるものを大切に使い続けるストック型社会への移行などにより、日本の社会・産業のあり方や人々の生活は大きく変わってきています。

今後、地方自治体においては、これらの時代の大きな変化やそのスピードに的確に対応する行政システムが必要となります。

### (2) 変化する市民ニーズへの対応

今後の社会経済の変化や、人口構成の変化、家族のあり方や働き方などにおける市民のライフスタイルと価値観の多様化に伴い、行政に対する市民ニーズも増大することが予想されます。

また、人口構成の変化や人口減少により、市民が必要とするサービス量が増え、これまで整備してきた公共施設等の過不足の発生や、行政組織や人員配置に調整の必要が生じることも考えられます。

地方自治体には、時とともに変化する市民ニーズに、柔軟に対応していくことが求められます。

### (3) 厳しくなる財政状況への対応

少子高齢化対策に伴う扶助費や、老朽化する公共施設等の維持管理費など、支出の増加が見込まれる一方、勤労者数の減少や土地・住宅へのニーズの低下から、税収の増加は難しい状況にあります。

地方自治体には、これまで以上に自立した行政システムを確立し、持続可能な行政経営を実施するために、これらの財政状況の厳しさに対応する必要があります。

これらのことから、更なる行政改革に取り組むため、現行の第5次羽生市行政改革大綱・後期行政改革プログラムを継承しつつ、平成30（2018）年度を初年度とする第6次羽生市行政改革大綱・前期行政改革プログラムを策定するものです。

## Ⅱ 行政改革の基本方針

### 1 地方自治体としての使命

#### (1) 市民の福祉の増進

人口減少や高齢化の進行、技術進歩、グローバル化などがもたらした産業や働き方、生活様式や価値観に対する変化の影響は、本市でも見受けられます。

また、このような変化が本市の位置づけや歴史、交通や産業に影響を及ぼすことで、各地域、各世代の住民のニーズは更に多様化することが予想されます。

今後、本市においては、これらの時代の大きな変化やそのスピードに柔軟かつ迅速に対応するとともに、各地域、各市民のニーズの多様化にきめ細かく対応し、市民の福祉を増進することが必要となります。

#### (2) 持続可能な行政システムの確立

国・地方とも厳しい財政状況の中で、高齢者人口の増加への対応と少子化対策の充実、老朽化する公共施設等の維持管理など、市の責任の増加と自主・自律への流れがますます加速されます。

本市にとって、これまで移譲された権限に基づき、財政基盤の強化を行い、持続可能な行政システムを確立することは重要な課題です。

#### (3) 効果的な資源の配分

地方自治体は、市民の負担に基づき行政経営を行っていることから、その事業執行については、最小の経費で最大の効果を発揮しなければなりません。

このことから、大きく変化する社会状況や市民ニーズに対応するため、資源（ヒト・モノ・カネ）のバランスとタイミングの良い投入を行うことが求められます。

### 2 改革の基本方針

本行政改革は、極めて厳しい財政状況を克服し、自律的かつ持続的な行政経営を図り、第6次羽生市総合振興計画における羽生市の将来都市像「誰もが幸せを感じる、住み続けたいまち 羽生」を実現するため、「羽生市まちづくり自治基本条例」の趣旨を踏まえながら、以下の基本方針により推進します。

#### 【基本方針1】

市民と情報を共有し、市民と行政がパートナーとして連携し、協働によるまちづくりを推進する。

#### 【基本方針2】

健全な財政運営を実現する。

#### 【基本方針3】

多様化する市民ニーズに応える簡素で効率的な行政システムをつくる。

### 3 行政改革に向けた視点

今後、個々の事案やそれぞれの立場で改革していくために、以下のとおり改革の視点を定め、行政改革への取組をチェックします。

#### (1) 経営の視点

行政評価システムの活用等により、限られた資源を有効的かつ効率的にマネジメントします。

#### (2) 変化への対応の視点

市内外の社会経済の状況や市民ニーズの変化に対して、常に事務事業並びに市民及び行政の役割分担の見直しなどを行うことにより対応します。

#### (3) 持続可能性の視点

長期的な人口構成や財政状況の変化等にも対応できる持続可能な行政経営を行います。

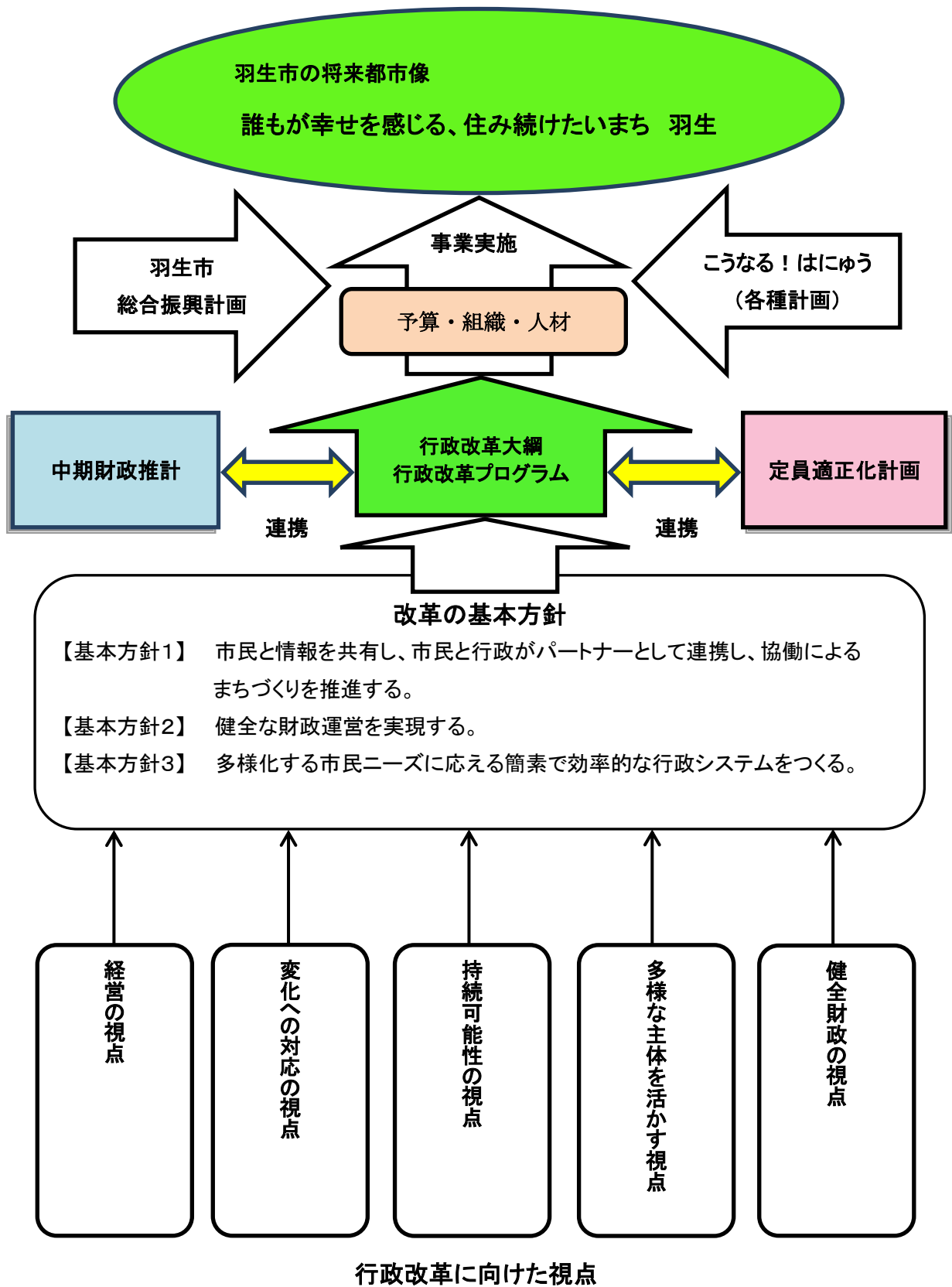
#### (4) 多様な主体を活かす視点

変化に対応しつつ、厳しい財政下でも公共サービスを向上させるため、多様な市民活動団体や民間企業との協働・連携に取り組みます。

#### (5) 健全財政の視点

高齢者人口の増加や公共施設の老朽化への対応、少子化対策、生産年齢人口の減少から、財政は一層厳しくなることが予想されます。税収の増加と支出の削減を図り、市全体の財政の健全性の確保に取り組みます。

羽生市の行政改革イメージ



### **Ⅲ 取組期間**

行政改革大綱 平成30(2018)年度～平成39(2027)年度(10年間)  
行政改革プログラム 前期 平成30(2018)年度～平成34(2022)年度 (5年間)  
後期 平成35(2023)年度～平成39(2027)年度 (5年間)

### **Ⅳ 行政改革における大分野・中分野**

前期行政改革プログラムは、これまでの行政改革大綱・行政改革プログラムの成果と、社会情勢及び本市の実情を踏まえ、以下の5つを大分野とし、その下に16の中分野を置いて、集中的に取り組めます。

#### **1 市民協働・参画の推進とコミュニティ支援**

自治会の自立・活性化や、パブコメ・市民座談会の実施、ボランティア団体等の活動支援などを通して、「市民参加・市民参画・市民協働」を更に進めます。

- (1) 市民活動の活性化
- (2) 市民参画システムの確立と運用
- (3) 自治会等支援

#### **2 開かれた市政の推進**

市政に関する情報や市民生活に必要な情報などを分かりやすく発信・提供するとともに、市民の市政への関心を高め、市民と情報を共有します。

また、行政が保護すべき情報を適正に管理します。

- (1) ICTの活用による情報共有
- (2) 広報の充実
- (3) 情報の公開と適正な運用
- (4) 情報セキュリティの徹底

#### **3 持続可能な財政運営**

大きく変化する社会環境の中、限られた経営資源を効率的に配分し、財政の更なる健全化を図り、持続させます。

- (1) 効率的な財政運営
- (2) 安定した財源の確保
- (3) 公共施設等総合管理計画による施設の最適化

#### **4 行政経営の効率化**

限られた財源と資源を有効に活用して、多様化する市民ニーズに的確に対応した行政サービスを提供するため、行政経営の効率化を進めます。

- (1) 効率的・効果的な行政経営
- (2) 人員の育成と活用
- (3) ICTによる行政経営の効率化
- (4) 広域行政の推進

#### **5 地方公営企業等の経営健全化**

催促や催告、個別訪問等を適切に行うことで、料金や使用料等の徴収を確実にし、健全な事業経営を行います。

また、施設については老朽化が進んでいるため、計画的に更新を進めます。

- (1) 上水道事業の健全化
- (2) 下水道事業の健全化

### **V 推進体制**

行政改革は、全庁的な取組として実施するものであり、また、総合的な推進を図る必要があるため、市長を本部長とする「羽生市行政改革推進本部」において進行管理を行います。

また、より機動的に行政改革を進める上から、必要により横断的な検討体制で取り組みます。特に緊急かつ専門性の高い課題については、専門部会を設置し、集中的に取り組みます。

本行政改革大綱は、識見者等で組織する「羽生市行政改革推進委員会」に諮問し、その答申を受けて策定していることから、本委員会に対し年度毎にその進捗状況を報告し、かつ、翌年度の重点事項等について意見を聞きながら推進していくものとします。